

D294 ラジオアイソトープ検査判断料

D294 ラジオアイソトープ検査判断料	110点
---------------------	------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号）

告示	通知
注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。	